



【発行日】2016年(平成28年)10月31日  
【編集発行】大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター  
〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 TEL.(06)6328-2431 (代表)  
【編集長】眞島 宏明(経営学部 准教授)

## 社会生活と民法

経営学部 ビジネス法学科 専任講師  
田畑 嘉洋(たばた よしひろ)



### ■はじめに

私たちの日々の生活の中には、様々な事柄と多様な関係があります。身近な例で言えば、4月から新しく大学生生活を始め、同時に実家を離れて暮らし始めたという方も多いことと思います。

一人暮らしを始めるためには、通学可能な範囲内に適当な住居を借りることになりますが、これを借りる以上は毎月の家賃を家主に払う必要があります。あるいは、毎日欠かすことのできない食事を例にと

ると、飲食店で料理を注文する、自分で食材を調理するといったことが考えられます。自分で調理する場合、最初に食材を調達する必要がありますが、当然、他人の家や畑に侵入して奪ってくることは許されず、通常は店頭で購入することになります。

以上のような様々な生活関係において、私たちは、法律の存在を意識することはありませんし、通常、その必要もありません。しかし、日々の生活を平穩に送ることができるのは、根底では、様々な生活関係の実現が法的に保障されているからにほかなりません。そして、**私人の間の生活関係を規律**している最も基本的で重要なのが「民法」という法律です。

例えば、家を借りるという約束をしたにもかかわらず、家主が家を引き渡してくれない場合には、借り手はその引渡しを求めることができますし、自分の家から物が勝手に持ち出された場合には、物の所有者はその取戻しを求めることができます。これらは、裁判手続を経て、最終的には強制的に実現され

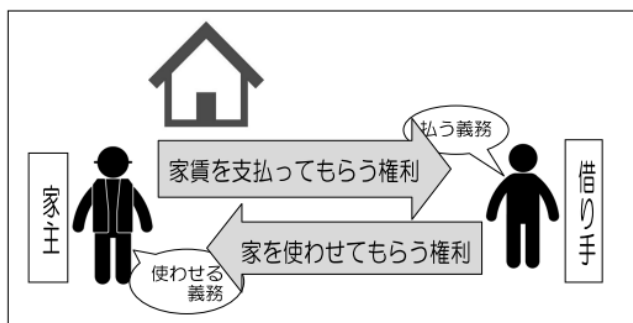
### CONTENTS

P1~3	▼社会生活と民法	経営学部 ビジネス法学科 専任講師 田畑嘉洋
P4~5	▼編集員によるインタビューシリーズ「弁理士って？」 弁理士・杉浦健文先生に聞きました。	
P6~7	▼独占禁止法と公正取引委員会	経営学部 ビジネス法学科 教授 栗城利明
P8~9	▼法的文章(レジュメ、レポート、論文)の書き方(1)	机上爆睡
P10	▼企業経営を学ぶ学生たちへ 企業の「株主総会」	経営学部 ビジネス法学科 教授 池島真策
P11~12	▼書評	大学院(経営学研究科)1年生 C.H、経営学部4年生 M.K・Y.H
P12	▼編集後記	

ることになるのですが、民法には、家主と借り手の関係や物の売主と買主の関係、各人が物を所有する関係といった様々な関係が網羅的に定められています。以下では、民法の基本的な仕組みについて見ていきます。

## ■契約

人と人との関係は、法的には**権利と義務**の関係です。家の貸し借りの例では、家主（貸主）は借り手（借主）に対して「家賃を支払ってもらふ権利」、借り手は家主に対して「家を使わせてもらう権利」を持っています。権利を反対側から見たものが義務です（「家賃を支払う義務」、「家を使わせる義務」）。



権利と義務の関係を基礎づける最も重要な手段が**契約**です。例えば、家の貸し借りは、貸主が物を貸す代わりに借主が賃料（家賃）を支払うという賃貸借契約（民法 601 条）と呼ばれる契約類型に該当します。契約は、原則として、二人の当事者が契約関係に入るという**意思を互いに表示**し合うことによって成立します。賃貸借契約では、「貸す」（貸主）・「借りる」（借主）、あるいは、売買契約（民法 555 条）では、「買う」（買主）・「売る」（売主）という二つの意思が互いに表示されることとなります。

重要なのは、まず、どのような契約を結ぶかについては当事者が自由に決めることができるということです（**契約自由の原則**）。私たちの社会は各人の意思が最大限に尊重される社会であり、その根底には「自分の事柄については、他人に強制されることなく、自分で決める」という考え方があります（**私的自治の原則**）。従って、賃貸借契約については、賃貸する目的物、賃貸の期間、賃料といった事柄を契約当事者が交渉して自由に定めることができます。

次に、一度結ばれた契約には当事者を拘束する効

力が認められることも重要です。というのも、意思が尊重されるからといって、当事者がいつでも勝手に契約関係から抜け出すという自由までを認めてしまうと、取引社会が成り立たなくなるからです。

民法には、売買、賃貸借、消費貸借（お金の貸し借り。民法 587 条）といった 13 種類の契約についての定めがあります。もっとも、契約自由の原則がありますから、民法に定められていない種類の契約を自由に作り出して結ぶことも認められます。

例えば、大学と学生の間には在学契約という契約が存在しています（民法に定めはありません）。これは、大学が学生に対して、教育の提供と必要な教育施設等を利用させる義務を負い、学生が大学に対して、学費を支払う義務を負うという契約です。また、男女が結婚して夫婦となることを法的には婚姻と呼びますが、婚姻には両者の合意が必要となりますので、これも一種の契約といえます。

## ■債権と債務

契約から生じる権利は、一方が相手方に対して請求する権利という形で現れ、これを**債権**と呼びます。債権に対応する義務が**債務**です。もっとも、日常的に行われている多くの売買では、商品と代金の交換がその場で行われるため、相手方に対して請求するという段階は発生しません（このような売買を現実売買と呼びます）。

しかし、例えば、商品についてはその場で引き渡し、代金は月末に支払うという取り決めを行うことも可能です。この場合、売主は月末までは買主に代金を請求することはできませんが、月末を過ぎても代金を支払ってもらえなければ、代金を請求することができます。もし、それでも買主が代金を支払わなければ、売主は、その強制的な実現（民法 414 条）を裁判所に求めることとなります。

債権は、契約以外にも、法律の定める要件が満たされることによって発生します。その一つに、不法行為（民法 709 条）があります。不法行為とは、不注意で（あるいは意図的に）他人の身体や財産等に損害を加える行為のことです。A が脇見運転をした結果、歩行中の B をはねて怪我をさせたよ

うな場合が典型例です。この場合、被害者Bは加害者Aに対して損害賠償請求権を取得します。損害賠償の内容としては、怪我の治療費や精神的な苦痛に対する慰謝料等があり得ます。

## ■物と物権

私たちは、人と関係を持つだけではなく、生活に欠かすことのできない衣服や通信機器といった様々な物とも関係を持ちます。所有権のように、物に対して生じる権利のことを**物権**と呼びます。所有者はその所有物について、自分で使う（使用）、他人に貸して利益を得る（収益）、あるいは売却してお金に換える（処分）といったことを自由に行うことができます（民法 206 条）。所有権には排他的な非常に強い効力が認められ、例えば、土地の所有者は、何ら権限なくこれを占拠した他人に立ち退きを求めることができますし、自分の持ち物を盗まれた場合には、その返還を求めることもできます（物権的請求権）。

民法は、物権の対象となる物を、**不動産**（土地と建物）と**動産**（不動産以外のすべての物）に分けて規律しています（民法 86 条）。不動産と動産では、その性質の違いのため、法的な処理が異なることがあります。例えば、不動産については、その権利関係を広く一般に知らせるための登記制度が設けられています。不動産の権利関係を記録した登記簿という帳簿が公的に作成されていて、この登記簿を見ることで、ある不動産が誰のものなのかを容易に確認



することができます。

これに対して、動産については、無数の動産が社会に存在し、取引も頻繁に行われるため、登記制度は設けられていません（自動車や飛行機といった例外もあります）。ただ、動産の取引が行われるたびに、目的物の所有者を詳しく調査することが求められると多くの時間や費用が必要となり、取引活動が阻害されます。そこで、**即時取得**（民法 192 条）という制度が設けられています。これは、売主が売った動産が実際には他人の所有であったとしても、売主が所有者であることを買主が信じていたならば、買主は所有者になれる（真実の所有者は所有権を失う）という、取引保護を重視した制度です。即時取得は不動産には認められていません。その理由としては、不動産は動産と比べて価値が高いため真の権利者が被る不利益が非常に大きいこと、不動産の取引はそれほど頻繁には行われないこと等が挙げられます。

## ■権利能力と自由

債権と物権という二種類の権利について見てきましたが、人がそもそも権利を有し、あるいは義務を負担することのできる地位のことを**権利能力**と呼びます。人は、生まれることで権利能力を当然に取得し（民法 3 条 1 項）、死亡するまでこれを失うことはありません。すべての人には、自由に物を所有し、自由に他人と契約関係に入るという資格が等しく認められているのです。

このような考え方は、身分制度を否定して、人間の自由と平等を高らかに宣言したフランス人権宣言に由来します。私たちは、私的自治という考え方の下で、人生の目的を自ら自由に定め、その目的を達成するため、主体的に判断し、必要に応じて様々な関係を自律的に形成しながら生きていくわけです。

## 編集員によるインタビューシリーズ 「弁理士って?」

弁理士・杉浦健文先生に聞きました。

編集員を務める学生がインタビューを行うシリーズです。学生の視点から興味のあるテーマを先生にお聞きします。今回のテーマは「**弁理士**」です。大阪の特許事務所に所属し、弁理士の業界でご活躍中の弁理士・杉浦 健文（すぎうら たけふみ）先生にお聞きしました。

### ■弁理士の仕事について

▽弁理士とは、どんな仕事をするのでしょうか？

弁理士とは**知的財産の専門家**で、発明の特許や、ブランドの商標登録の手続きなどを行う仕事です。特許とは新しい技術に与えられるもので、他人に勝手に使用されないために権利を取得します。ブランドも商標登録しておけば独占使用できます。



▽弁理士のやりがいはどこなところですか？

顧客から頼られるという点ですね。それがモチベーション向上にもつながります。

新しい商品・技術を開発した会社が特許権を取得するための手続きの代理を行うのが弁理士ですから、特許庁の審査を無事パスして特許になったことで依頼者が喜んでくれるのがこちらとしてもうれしいですね。お店でその特許製品をみかけたときに、自分も買ったりすることがあります。

また、新製品が世の中に出る前に技術内容を知ることができる点も仕事としてはおもしろいです。

▽1つの仕事にかかる時間はどのくらいですか？

発明の内容によりますが、特許出願の書類作成については、早く終わるものなら1~2日、難しいものなら1週間ほどかかります。発明は新技術ですか

ら、まず**その技術を勉強し理解**することが必要です。技術内容を把握する作業だけで1日かかってしまうこともあります。

▽1つのプロジェクトにかける人数は何人くらいですか？

基本的には、一人で全ての仕事を担当しますが、時には他の人に相談することもあります。たとえば特許の出願では図面を作成することが多く、作図の専門家の協力が必要です。

また、特許出願する前に同じような発明が存在しないか調査を行いますが、これも調査の専門家をお願いすることがあります。

▽杉浦先生の思う最高の発明とはなんですか？

発明には、簡単なものから凄いレベルの技術まで様々ですが、依頼者は自分の発明に対して情熱や思い入れをもっています。私は技術レベルに関係なく依頼を受けた**全ての発明を最高だと考えて**仕事に取り組むように心がけています。

▽杉浦先生がなりたい弁理士像を教えてください。

弁理士にも、特許専門、意匠専門、商標専門など、専門分野があります。たくさん勉強をして、専門分野の第一人者と言われるようになりたいと思っています。

### ■日本と海外の特許の違いについて

▽海外からの仕事の依頼はありますか？

あります。海外の顧客が日本で特許を取りたい際には海外から直接依頼が来ますし、海外の弁理士の方からも仕事があります。逆に日本の顧客が海外で特許を取りたい際は海外に特許を出すこともあります。

▽日本と海外の特許手続きの違いはありますか？

**特許のシステムは国ごと**ですから、同じ技術を日本だけでなくアメリカ、中国など海外へも特許出願

します。国によってそもそも法律や審査基準が違いますから、日本では認められる特許もアメリカでは認められないこともあります。

また、国ごとに出願書類の書き方、ルールも違います。このため、海外の法律も知っておいた方が仕事に役立ちます。依頼者に海外での手続きのアドバイスや提案ができれば信頼も厚くなります。アメリカ、中国、ヨーロッパ辺りは知っていたほうが良いですね。



## ■弁理士になったきっかけ

▽なぜ弁理士という仕事を選んだのでしょうか？

学生時代に進路を考えた際、様々な資格を調べました。その中で、仕事内容が特許やブランドの権利関係ということから仕事の**将来性**を感じましたし、何より仕事内容に興味を持ったことがきっかけです。大学在学中から弁理士を目指して勉強を始めました。

勉強を始めてから合格まで5~6年かかりました。この間、モチベーションを保つのが大変で何度も挫折しかけていましたが、最後までやり抜いて本当によかったと思っています。

▽1日どれくらい勉強していましたか？

平日は、**2~3時間**ですね。休日は**10~12時間**くらい勉強しました。私は夜型でしたので、一旦、短時間の仮眠をとってから勉強するようにしていました。仕事を終えてすぐに勉強を始めると、疲れて集中できないからです。

## ■弁理士試験について

▽試験方式とその対策、勉強方法などは？

試験は三段階あります。一次試験は**短答式**でマークシートです。二次試験は**論文試験**、そして三次試験は**口述試験**（面接試験）です。これをすべてクリアしないと最終合格になりません。

一次試験の対策は、条文を理解する事と過去問を何度も解く、そして専門書を読み込むことです。

二次試験は論文試験なので書き慣れることが重要です。模範答案が載っている論文集を暗記するくらいまで読み込んで、それをアウトプットできるようにしました。また、判例を覚えることも大切だと思います。

三次試験は口述試験ですから主に面接慣れすることです。予備校の模擬面接などに積極的に参加しました。

弁理士試験の近年の**最終合格率は、6~7%**です。私自身は、特に一次試験で苦勞しましたね。一次試験は4回、二次試験は3回挑戦しました。三次試験は1回で合格することができました。

## ■弁理士を目指す受験生へのエール

弁理士試験は非常に難関です。弁理士は理系が多く、確かに理系のほうが有利ですが、文系でも弁理士になってから理系の勉強をする方もいらっしゃいます。また商標法やブランド関連の法律もありますから、**商標法**に関してはむしろ文系の方が有利です。

私も大経大で授業を担当したことがあります。学生の方は皆さん熱心に講義を聴いており、勤勉だと感じています。あきめず、毎日こつこつ集中して勉強すれば合格するはず。『**継続は力なり**』です。

合格すれば、きっと素晴らしい人生が開けると思っています。この記事を読んでいる方と将来、一緒に仕事ができる日が来ることを楽しみにしています。



貴重なお話を聞けて大変勉強になりました。  
杉浦健文先生、ありがとうございました。

(インタビュー：2016.6.23)

# 独占禁止法と公正取引委員会

経営学部 ビジネス法学科 教授

栗城 利明 (くりき としあき)

## ■経済法とは?

経営学部は「経営と法の融合」を掲げ、単に経営科目を開講するのみならず、法律科目も多数開講しています。このなかの1つに「経済法」があります。2部(夜間)においては「経済法Ⅰ」「経済法Ⅱ」として開講しています。「経済法」というとなかなかイメージがわきにくいのですが、一般に**市場経済を支える法の総称**をいいます。私たちが生活している市場経済は競争によって秩序づけられており、やや大雑把にいうと、「経済法」とは、競争に関する法、市場環境を整備する法とまとめることができます。

「経済法」という法分野を構成する法律は多数存在しますが、経済憲法と呼ばれ、講学上も実務上も最も重要な法律は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、略して**独占禁止法**です。高校では、現代社会や政治経済の授業で扱われており、どのような内容の法律であるかはともかく、独占禁止法という言葉はほとんどの方が耳にしたことがあるのでは、と思います。本稿では、私が専門にしている独占禁止法および運用機関の公正取引委員会について少しお話しします。

## ■独占禁止法とは?

皆さん方は独占禁止法という言葉から、どのような内容の法律と考えるでしょうか。もしかしたら「独占を禁止する、すなわち誰もが平等な、経済格差の是正を志向する法律である。」というように考える方もいるかもしれません。あるいは経済学を多少勉強しているならば、「独占市場の反対は競争市場であり、独占禁止の反対は競争促進である。独占禁止法とは、競争の促進に関する法律である。」と考える方もいるでしょう。どちらかという、後者が正解です。独

占禁止法は1条に目的規定を置いています。1条によると、「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し…、公正且つ自由な競争を促進し…、以て、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」と定め、「**競争の促進**」を明示しています。

上記のとおり、独占禁止法の三大禁止行為は、①**私的独占**(2条5項)、②**不当な取引制限**(2条6項)、③**不公正な取引方法**(2条9項)です。簡単に説明すると、①有力な企業が自己の有する経済力を背景に他の企業を不当につぶしにかかったり、いいなりにするような人為的行為を意味する私的独占、②たとえばライバル企業と話し合い共同して価格を引き上げるといった価格カルテルを典型とする不当な取引制限、③メーカーが販売業者の販売価格を拘束する再販売価格の拘束や商品Aが欲しいならば商品Bの購入を要求する抱き合わせ販売など、競争を阻害するおそれのある行為を広く包含する不公正な取引方法という、主に3つの反競争行為(この他に企業結合などを含む)を独占禁止法は規制し、これにより、競争を促進することを直接の目的としています。

「どうして競争を促進するの?」と思う方もいるでしょう。競争というと、どうしても否定的なイメージがつきまといまいます。しかし市場経済は競争によって秩序づけられており、競争は価格を引き下げ、品質を引き上げるとともに、消費者の選択の自由を確保します。政治権力の集中は腐敗をもたらしますが、同じように**経済権力の集中も腐敗をもたらす**と考えられています。独占禁止法は市場における競争を制限・阻害する行為(構造)にメスをいれ市場環境を整備することにより企業間の競争を促進し、消

費者の利益確保、国民経済の発達を図っています。  
なお、本学の大学院（経営学研究科）では、「独占禁止法・競争政策」という科目が開講されています。

## ■公正取引委員会とは？

ところで、独占禁止法の27条1項は、「…第1条の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。」と定めています。つまり、独占禁止法の運用機関は**公正取引委員会**ということです。換言すると、企業の反競争行為（構造）を規制し、競争政策を支える行政機関は公正取引委員会ということになります。では、公正取引委員会とは、どのような組織でしょうか。

公正取引委員会は内閣総理大臣の所轄に属し（27条2項）、委員長1名および委員4名で組織されます（29条1項）。委員長および委員は年齢が35歳以上であり、法律または経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が国会の両議院の同意を得て任命します（29条2項）。独占禁止法は当然ながら法律であり、法律に関する学識経験者が委員になることはわかりますが、経済とも密接不可分であり、経済学者が委員に任命されることもあります。学問的にみると、独占禁止法は経済学のうち、特に「産業組織論」と密接に関わっています。「産業組織論」は経済学部の開講科目の1つです。

学生の皆さん方が独占禁止法に興味をもち、将来は公正取引委員会の委員長、委員になりたいと考えても、上記のとおり一定の条件を充足する必要があり、大学を卒業後、直ちにこうした職につくことは基本的に想定し得ません。独占禁止法の35条1項は、「…公正取引委員会に事務総局を置く。」と定めています。つまり公正取引委員会の現実の実務は事務総局が担っており、一般に公正取引委員会に就職



するとは、公正取引委員会事務総局に就職する、すなわち事務総局職員（**国家公務員**）になることを意味します。全体の定員（平成28年度末）は、事務総長定例会見（平成28年7月27日）によると840名であり、事務総局は近畿中国四国事務所（大阪市）など地方事務所を有しています。

なお、公正取引委員会はホームページ（<http://www.jftc.go.jp/>）を開設し、掲載写真のとおり、独占禁止法やガイドラインなどを解説する小冊子を公開しています。大変わかりやすく、私も授業の際に参考にしています。本稿により、独占禁止法、公正取引委員会に興味をもったならば、是非、公正取引委員会のホームページにアクセスしてみてください。また、本学の図書館は、こうした分野に関する**専門誌「公正取引」**を定期購読しており、閲覧することが可能です。図書館に足を運んだ際は、是非、目を通してみてください。より理解、関心が深まると思います。

## I はじめに

1 法的文章の書き方の教室へようこそ。諸君をおおいに歓迎いたします。この教室は一般に言われている「文書読本」とはすこし違った性質を有している。まず、文章自体がかなり砕けたものになっている。気楽な気持ちでこの教室で勉強してもらうことに目的を置いているためである。

2 まず第1ステージにおける法学の初学徒は第一に**法的情報の習得**を目指さねばならない。いろいろと自分の追い求めるテーマに関する法的情報である。第2ステージにおいて、諸君は第1ステージで取得した**法的情報を解説**しなければならない。そして自分の考え方を形成していくのである。

3 第3ステージ、いよいよ自分の考え方を**発信**するのだ。自分の世界観を法的フィールドで発信するのだ。換言すれば、いよいよ戦い、論戦を挑むのである。ときどき勘違いをしている論文をみかける。それは自分の考えが取り込まれていない論文だね。このことは追い追いつき話すとして発信方法、とりわけレジュメ、レポート、論文について語ろうと思う。

4 文書を書くということは非常にスリリングなことなのだ。一旦、発信するとその文書は諸君の評価に直結する重要な材料になる。したがって、「文書を書く」ということは冷や汗ものなのである(私も論文を書くときはよく体験する。ひやひやする一方でたまらない快感である。)。ぜひ文書を書くことに快感をもっといただきたい。



し、読んでいてワクワクなど全く生じない。

2 **レポート**の役割について、この段階では各自のワールドはあまり強調しない方がよい。淡々と事実を間違いなく、手際よくまとめることに集中すべきである。そして常に自覚しなければならないことは「要するになにが言いたいのか」を意識することである。できれば、文章を書けば、常に「要するに言いたいのか」を自問自答して書き直すのである。これの繰り返しであると心得よ。論敵の意見を論理的に間違いなく説明することに徹することを身に着けるべきである。ここで十分な修業をしないと、その後が続く卒業論文が空想的「卒論」になるのである。では卒業論文に関して若干触れておこう。

3 **卒業論文**とは卒業のため提出しなければならない論文である。ここで大切なのは「卒業のために提出しなければならない」ではなくて「論文」という部分である。実は、「論文」にはきちっとした定義があるわけではない。先生に訊ねてごらん、たぶん微妙に違っているよ。私は「論文」を論争文と考えている。だから自分の考えが反映されていなければならないと考えるのである。

4 「論文」は「論争文」。つまり論争だから相手、**論敵**が必要である。その論敵になる人はだれでもよい。生きている人、死んだ人(故人)、場合によっては社会、国家、時代、さらには思想でもよい。つまり、自分と対立するものであればよい。

したがって、まず論敵をさがせということである。友人でもよいのだが、友人相手に論文を書く必要はないであろう。会話で十分だと思う。では、彼女あるいは彼だったらどうだろうか。これも悪くはない。しかし、論文より「恋文」<sup>1</sup>の方が何倍かいいに決まっている。

## II 論敵を早く見つけること

1 ここではレジュメ、レポート、卒業論文を一括して「論文」として扱い説明する。でもそれぞれに役割について少し説明しておこう。

まず、**レジュメ**である。論文作成を目指す過程で、骨格であり、すべての文書の礎である。ここが狂うと、その文書は気怠さだけが目につき面白くもない

<sup>1</sup> 関係ないが連城三紀彦『恋文』(新潮文庫)がお勧めです。一度、読んでごらん。以前(遠い昔)私はバレンタインデーのチョコレートをいただいたことがある。そのお返しにこの本をプレゼントしたのだが次の年からチョコレートをいただけなくなった。というほろ苦い経験がある。洒落のわからない危ない人だと思われたのかな。



5 論敵が見つからなければどうすればいいのか。本学の先生を論敵にすればよいと思う。その場合は授業や演習を利用すればよい。ちょっとスリリングで面白い



よ。軽くあしらわれるかもしれないが、再度、理論武装して挑戦すればよいと思う。このような繰り返しで度胸が付くと思う。

6 つぎは、他大学の先生を論敵として挑戦すればよいと思う。この段階からいよいよ論文という形式を採ることになる。さて、他大学の先生は自分が論敵にされていることなど露ほども知らないのだから勝手に攻撃を加えてもよい。まあ、牛若丸が鞍馬山で打倒平氏<sup>2</sup>のために武術の訓練をしているようなものだ。

### III 論争開始前のアイテムの確認 (論争態勢)

1 論争を開始するにあたって少し確認しておくことがある。一番大切なことは、① いまから始めようとする「論争」の仕掛け人はあなたであるということです。そして、② 友人は味方であると思っ  
てはいけないということだ。味方であると思っている友人は信頼すべき味方ではない。

2 このことは私の経験則あるいは人生訓である。論争の状況があなたにとって不利になれば、彼らはいつでも撤退する可能性が高い。気が付けば、なんだかんだと理由をつけてあなたの横にいないからね。経験あるだろう。

3 まず、① の確認事項をフルに利用すべきである。つまり、どの領域で論争の先端を開くかについて、あなたがイニシアティブを有しているのである。この利点を大いに活用すべきである。当面、以上のことが確認されればよい。では具体的に論争態勢(論争モード)段階の戦略を指南しよう。

<sup>2</sup> どちらかといえば、私は平氏が好きだね。あまり源氏は好きになれない。特に源義経は好きになれない。世の中は「判官びいき」とやらで義経ファンが圧倒的に多いのだがね。司馬遼太郎『義経』(新潮文庫)を読んだのだがやはり好きにはなれなかった。それより吉川栄治『新・平家物語』(講談社文庫)の方が圧倒的な魅力に溢れていた。

#### (1)「論争領域」の限定方法(テーマの設定)

1 あなたが一番自信を持っている分野で論争領域を設定するのが無難であるし、賢明な戦略である。さらには、自分の考えが比較的はっきりとしている領域がよいと思う。「そのような領域などない」という人はどのようにすればよいのか。大学生がそのようなことでは情けなさすぎると思うのだが、一応、対処方法を少しだけ教えておこう。

2 まず、赤鉛筆を1本用意する。そして1週間くらいの時間のある人は、自分の頭を信頼して、過去1週間分の新聞(五大新聞<sup>3</sup>と言われている新聞)を読みなさい。関心のある社会・法律問題を扱っている箇所を見つけては赤鉛筆でサイドラインを引きなさい。その作業が終われば何点かの関心記事が見つかると思うよ。その中から一番関心のあるテーマをピックアップするのだよ。それを論争のテーマにすればよい。

3 つぎの段階は、その特定できたテーマに関連した情報を収集する。そして、いくつか収集したテーマに関する情報をベースにして、テーマに関する問題のイメージを可視化する。つまり、文字化するわけだ。特に法的観点<sup>4</sup>からこれを大学ノートに書き込むのである。自分なりの構想・イメージが可視化できればゼミの先生に批評してもらえばよい。必ず助言がある。さらに、それをもとに微調整をし、焦点を絞って「論争領域」を限定すればよい。

4 ここで今回、私に与えられた紙数が終わってしまった。今回は時間の余裕がないひとのための論争領域の設定方法の話をすることにしよう。



<sup>3</sup> さしあたり、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日経新聞を挙げることができる。図書館で読むことを勧めるよ。

<sup>4</sup> 「法的観点」ということを少し説明しよう。簡単に言えば、「権利・義務の観点」からということである。当面の問題はどのような権利・義務関係なのか、どこが狂って問題として出現しているのか、などを検討すればよい。そこで法律書が必要となる。それはあなたの良き助言者である。目次・検索などを駆使して法的核心に接近せよ。気分は推理小説の探偵である。そうそう、今年から、経営学部はチューター制度を導入している。そのチューターをしてくださっている先生に協力を依頼すれば、一年生やゼミに所属していない学生にはいいと思うよ。経営学部のチューター制度について教務部で聞いてごらん、学生にとって良い制度だよ。勉学に際してわからない点があれば優しくサポートしてくれると思うよ。ぜひ、利用しなさい。

## ■学内で企業の株主総会を開催

2016年5月20日、東南アジア・中国物流を中心にした総合物流企業である、(株) エーアイテイー(代表取締役社長：矢倉英一)が、大阪経済大学の施設を使って、定時株主総会を開催しました。

株主総会は、出資者である株主を構成員とし、取締役などの会社の役員を選任などを決める株式会社の最高意思決定機関です。この大事な株主総会を大学の施設を利用して開催することは非常に珍しいことです。また、株主総会は株主しか参加できませんが、矢倉社長は、本学の学生に見学させながら、株主総会を開催しました。

近年、企業は株主や債権者、そして従業員などのステークホルダー(利害関係人)との関係が問われるようになってきました。というのも、企業の経営には、関係者への利益の分配だけではなく、様々な方面に配慮した経営が求められてきているからです。こうしたなかで、矢倉社長は、次なる世代を担う学生達に、会社やその従業員の真摯な企業経営の姿を見てもらいたいという考えだと思えます。

学生にとって、企業の経営を学ぶための「生きた教材」になったことでしょう。

## ■運営に参加した学生の声

—株主総会の運営に携わって—

私は、大学で行われた株式会社エーアイテイーの株主総会の運営にインターンシップ的に携わるとともに、その株主総会の様子も見ることができ大変貴重な経験となりました。

当日は、株主総会の受付業務でした。この業務は、株主と一番初めに顔をあわせる場所であり、間違った対応や判断は会社のイメージを悪くしてしまうので、責任のある対応が求められる業務です。しかし、笑顔ではっきりとした声で対応すると、株主も笑顔になってくれたので、充実感を味わいながらも、何事も笑顔で対応することの大切さを実感しました。

また、株主総会では、株主から会社の中・長期的な視点からの発言が多く見られたので驚きました。新聞などでは目の前の利益だけを求めて出資している株主もいると聞きますが、この会社では、長い目でもっと良くしていこうと思っている株主が多く、こうした株主と経営者の間には信頼関係があるように感じました。

今回の経験を、来年の就職活動やその後の仕事でも活かしていきたいと思えます。

(経営学部ビジネス法学科 3年池島ゼミ T.S)

# 書評

刊行された書物の紹介・論評

経営学部の学生の書評を募集します。応募希望の学生は、眞島宏明編集長 (majima@osaka-ue.ac.jp) まで。



## 川島なお美・鎧塚俊彦 (著) 『カーテン・コール』

大学院 (経営学研究科) 1 年生 C.H

### 【あらすじ】

妻であり女優の川島なお美は人間ドックで偶然腫瘍が発見され、「肝内胆管がん」と診断された。彼女は手術と抗がん剤治療に対して疑いを持ち、最善の治療法を探すため、書物等からの情報収集、セカンドオピニオン、病院探し…。何事も徹底する彼女の性格からも自分の女優としての生き方を貫ける最善の方法を見つけるため、沢山の病院や医師に会い、治療方法や方針について奔走する。そして、信頼できる医師と出会い、12 時間に及ぶ腹腔鏡手術を覚悟して臨んだ。

彼女は女優として舞台上に立ち続けた。そこには、女優としての生き様と誇り、潔さ。『再発していたとしても、体が動く限り、私は変わらずそうやって仕事を続けていたでしょう。寿命を縮めた結果になったとしても、カーテン・コールのあの拍手が、世の中の何より私を元気にさせてくれます…』と。命が燃え尽きる最後の時まで女優として生きた。

夫・鎧塚俊彦は、妻の余命を知りながら、妻の女優としての、人間としての底知れぬ強さを感じ、女優としての活動を止めることができなかった。夫から見た女優・川島なお美の強さ、女優としての生き方を認め、応援し支え続けた夫婦二人で作った奇跡の物語である。

### 【夫からの追記】

パティシエで夫の鎧塚俊彦から見た、女優・川島なお美の素顔、夫婦お互いのサプライズプレゼント秘話を綴り、闘病生活の中にも二人の微笑まじさも描かれている。長いトイレットペーパーのラブレターなど互いに絆な夫婦である。闘病生活の中で二人の絆の強さ、夫婦愛が感じられる作品となっている。彼女を止める事が出来なかった本音も綴られており、お互い忙しい中で最期まで、妻、女優の川島なお美を支え続けた。

### 【一つの生き方として参考に】

人はいつまでも若く、時間が無限に有る訳ではない。この世に生まれ、何を今後なし得ていくのか、何に価値を見出すのか？人それぞれの価値観はあると思うが、たとえ命を縮めてでも女優としての生き方を徹底して貫いた川島なお美の生き方に感動を覚えた。

病と闘う事を優先して、女優業を引退し、後に復帰という選択肢もあったとは思ふ。しかしミュージカル女優の楽器としての身体に傷をつける事を恐れた。ストイックなまでに稽古に励み、舞台に命懸けで挑み、数日後亡くなった。人生の長さよりも**女優としての生き方を貫いた**。ここまで命掛けで出会えた女優業は彼女の天職だったのではないだろうか。長く生きる事も当然大切だが、**どう生きたか？という生き方も大切にしたい**。



## 大崎善生 (著) 『<sup>せい</sup>聖の青春』

経営学部 4 年生 M.K

### 【あらすじ】

村山聖——彼は難病と闘いながら、将棋界の頂点を目指した棋士だった。6 歳の頃、ベッドで父と将棋を指したことを機に、「プロになりたい」と願うようになった。彼は人一倍の集中力で、入院中もあらゆる将棋の本を読みこみ、親戚をはじめ、将棋センターの子供達と対戦し力をつけていった。プロになるために奨励会に属し、確実に昇級していった。時には難病により起こる高熱に触まれながらも、じつと体が回復するのを待つということを繰り返した。彼の周りには沢山の温かい人々がいた。彼の師匠である森信雄は、寝込む村山の下着を洗うこともあった。村山が試合に向かおうとするも高熱で動けず蹠っている時、近所のおじさんが送ってくれた。そうして彼は一歩ずつ上を目指していったのだ。しかし病魔は去ることは無く、ついに癌を発病する。療養を余儀なくされるも、彼は病と自分自身の力だけで闘おうとしていた。何故なら、将棋の為の頭脳に悪影響を与えるからだという。非情にも癌は転移し、村山聖は 29 歳で亡くなった。頂点に立つことは叶わなかったが、彼は力強く、粘り強く、生き抜いた。

### 【感想】

私はこの本を読み、自分自身が恥ずかしくなった。彼ほどの気持ちをもって、何か一つの事を成し遂げる、またそのために膨大な努力をするという経験は、私には無いからだ。将棋のプロになるべく貪欲に食らいつき、熱中し、追いかける姿は私にはとても眩しかった。彼の生き様を見て、もっと今を大事にし、字面の通り一生懸命生きてみよう、いや生きるべきだと思った。

また、彼の特徴的な点でもあるのだが、村山は自身の髪の毛や爪を切るのをひどく拒んでいた。「生きているものを切るのは可哀想。伸びてくるのにはきっと意味があるんです。」ということだった。この発言にはとても驚かされた。将棋を指すうえでは爪が伸びきっては何かしら邪魔であろうし、髪の毛も変に長いと差し支えるだろう。彼は病氣と向き合ってきたからこそ、人一倍生と死への感覚が鋭いのだと感じた。

この本はあらゆる人に読まれてほしいと思う。読めばこんな力強さを持った男がいたことに、驚きを隠せないと思う。この秋に映画化も決まっているので、是非読んだうえで劇場にも足を運んでみてはいかがだろうか。



## 【あらすじ】

金になることなら何にでも手を出し、数億円を貯め込んだ矢坂。彼が死病に倒れたとき、それを狙う者たちが次々と病室を訪れる。落ちぶれたヤクザ、別居中の妻、金に囚われたチンピラ。大逆転を狙う各々の人生が交差する。矢坂の隠し金はどこにある？ラストまで目が離せない、著者会心のピカレスク・ロマン！

(文庫背表紙より)

## 【この本の魅力】

同じ時間軸を登場人物それぞれの目線で語られ、立体的な構成が面白かった。裏社会の壮絶な世界の中に人間の本質を垣間見ることができところにジンときた。

本の中のつくりにもこだわりがありカッコよいし、最初タイトルの暗いイメージと表紙の写真の明るさにギャップがあったが、読み終わったとき主人公の心の在り方がこの写真で語られていると感じ納得した。装丁って深い。

## 【感想】

序盤、中盤、終盤と同じ時間軸で様々な登場人物の想いや、たくらみなどが判明していくので途中で休憩することも忘れて読んでしまった。さらに独特の方言でヤクザの怖さを表現し、とても引き込まれた。

ネタバレになるので詳しい内容は省かせていただくが、ラストの急展開には驚かされるものがあった。最後に、このような同じ時間軸の話をする本を読んだことが私はなかったので少し敬遠していたのだが、予想以上に面白くこのような作風の本を他にも読んでみようと思った。

## 【この本を読んで考えてみてほしいこと】

主人公がお金を貯めていた理由。主人公が最後にお金を渡した人にどのような気持ちでお金を渡したのか。お金を渡されたキャラクターのこれから。幸せになるのか、不幸せになるのか。

本を読み終えた後、これらのことを考えれば、さらにこの本が楽しめるのではないかな。

## 編集後記

■私がビジネス法学科ジャーナルに携わらせて頂いたのは今回で二回目です。

今回私達が取材させて頂いたのは弁理士の杉浦先生でした。杉浦先生には以前知的財産法の授業の時に外部講師として授業をして頂きました。その時に非常に分かり易く知的財産法の内容について教えてくださったのが、とても印象に残っていました。取材時も重要な要点を私達学生にも分かり易く説明して下さり、そのおかげで以前よりも中身の濃いジャーナルが出来たのではないかと自負しております。最後に今回のジャーナル作成に関わった関係者の皆様、本当にありがとうございました。

(経営学部 3年生 Y.T)

■今年、春・秋と、二回にわたって、ビジネス法学科ジャーナルの編集をさせて頂きました。今回は二回目ということもあり、前回よりも編集作業はスムーズに進みました。またインタビュー内容もより洗練されたものになったと思います。この仕事を通して、編集作業の難しさを体験できましたし、なにより、いままであまり知らなかった、司法書士や弁理士の仕事について詳しく知ることができて大変勉強になりました。一緒に編集作業に取り組んだ仲間と、協力して頂いた先生方、貴重な体験をさせて頂きありがとうございました。

(経営学部 3年生 M.I)

■私は、今回初めてビジネス法学科ジャーナルの編集に携わらせていただきました。弁理士の杉浦先生にインタビューさせて頂き、弁理士について分かりやすく教えていただき勉強になりました。自分に合った方法で活かしていけたらと思います。個人的にとっても面白いと感じるものだったように思います。できるだけ多くの方に手に取っていただき、読んでいただくと嬉しいです。その他に、お忙しい中原稿をお願いした先生方、学生の皆さんありがとうございました。

(経営学部 3年生 K.T)

■ご多忙の中、ビジネス法学科ジャーナル第18号の完成のためにご協力くださった先生方に感謝いたします。ありがとうございました！今回のジャーナルは二回目ということで、前回よりスムーズに編集することができました。また、前回同様多くの知識を得ることができ、大変有意義なものになりました。この経験を忘れずこれからも勉学に励みたいと思います！

(経営学部 2年生 Y.I)

ビジネス法学科ジャーナルでは、経営学部教員の方からの掲載原稿を募集しています。テーマ・内容等について眞島宏明編集長にご相談ください (majima@osaka-ue.ac.jp)。